

## 1. 大阪公立大学経営学会会則

### (名 称)

第1条 本会は、大阪公立大学経営学会 (THE SOCIETY OF BUSINESS RESEARCH, OSAKA METROPOLITAN UNIVERSITY) と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪公立大学商学部 (大阪市住吉区杉本3-3-138) におく。

### (目的)

第3条 本会は、経営に関する学術研究及びその助成を目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 『経営研究』の定期発行
- (2) 研究調査叢書及びその他の刊行物の随時発行
- (3) 研究会及び講演会の開催
- (4) その他評議員会において適當と認めた事業

### (会 員)

第5条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 正会員 経営学研究科専任教員
- (2) 大学院学生会員大学院経営学研究科学生
- (3) 学生会員商学部学生
- (4) 特別会員下の各号に該当する者で、入会を希望し評議員会が認めた者
  - ①本学商学部あるいは大学院経営学研究科の専任教員であった者
  - ②本学商学部あるいは大学院経営学研究科の特任教員
  - ③本学商学部あるいは大学院経営学研究科の特任教員であった者
  - ④本学商学部あるいは大学院経営学研究科の非常勤講師
  - ⑤本学商学部あるいは大学院経営学研究科の非常勤講師であった者
  - ⑥本学の他学部専任教員
  - ⑦本学大学院経営学研究科付属先端研究教育センター特別研究員
  - ⑧本学大学院経営学研究科に在学した者で、経済、経営、会計関係の研究職、専門職にある者
  - ⑨その他、前各号に準ずる者で、正会員からの推薦があった者

### (5) 賛助会員本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する個人ないし団体

2 会員は、『経営研究』その他の刊行物の配布を受け、また別途定めるところにより同誌への投稿権をもつ。さらに本会の開催する研究会、講演会に参加することができる。

### (評議員会)

第6条 本会に評議員会をおく。

- (1) 評議員会は、正会員で構成する。
- (2) 評議員会は、随時会長がこれを招請し、議長を務める。
- (3) 評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議、その他重要事項の決定を行う。
- (4) 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (5) 評議員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

(役員)

第7条 本会の会務を処理するため、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名（会長は学会を代表する）
- (2) 幹事 4～5名程度（幹事の役職として、代表幹事、編集長、編集委員および庶務・会計担当を置く。代表幹事は幹事の互選とする）
- (3) 会計監査 1名

2 役員は、評議員会において互選する。役員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

(事務担当者)

第8条 会長は、本会の事務を処理するため、事務担当者を委嘱することができる。

(会費)

第9条 会員は、それぞれ評議員会の定める会費を納めるものとする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第11条 本会則の改正は、評議員会の議決による。ただし、この議決は、出席者の三分の2以上の賛成を必要とする。

(付則)

- 1 この会則は 1993年4月1日から施行する。
- 2 この改正会則は 2001年4月1日から施行する。
- 3 この改正会則は 2003年4月1日から施行する。
- 4 この改正会則は 2013年4月1日から施行する。
- 5 この改正会則は 2018年4月1日から施行する。
- 6 この改正会則は 2022年4月1日から施行する。
- 7 この改正会則は 2024年4月1日から施行する。なお、本会は大阪市立大学経営学会を継承している。また、会則中の本学とは、大阪公立大学に加えて、大阪市立大学を指すものとする。